

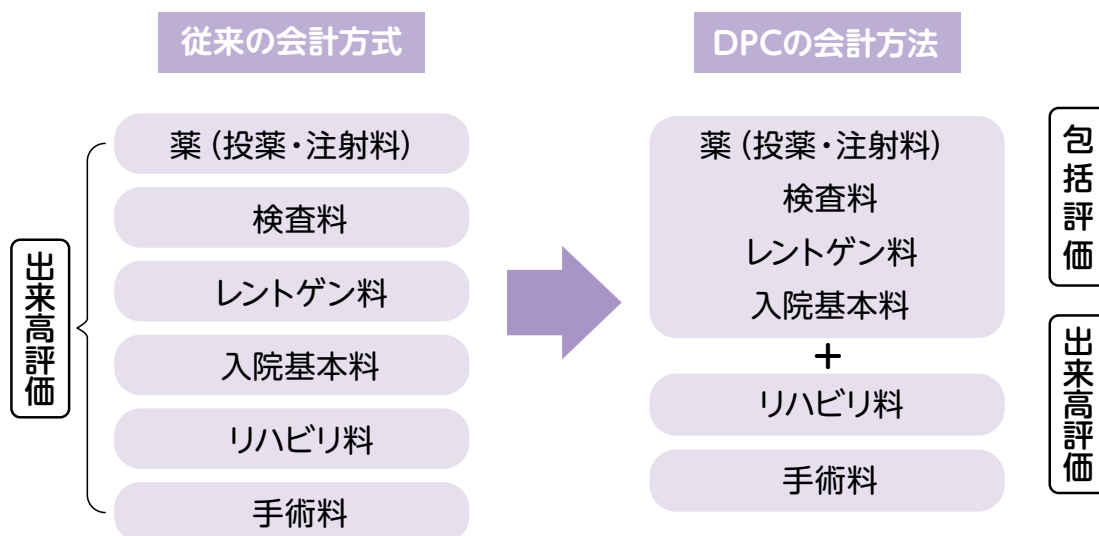
会計について

DPCについて

入院医療費の算出方法はDPCという診断された病名等により医療費を決定する『包括払い方式』であり、包括される診療行為の範囲は、入院基本料・注射・検査・画像診断・処置等です。また、出来高で計算される診療行為の範囲は、手術・リハビリテーション・放射線療法等と一部の処置・検査・画像診断・入院基本料等加算などがあります。

DPCとは

DPCとは、従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者の病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて、厚生労働省が定めた1日当たりの診断群分類点数をもとに医療費を計算する新しい定額払いの会計方式です。



※詳細につきましては、入退院窓口にてお尋ねください。

なお、入院患者さんの病気・治療内容等により厚生労働省で決められた条件に該当する場合には、当制度の対象外となり、従来の出来高払い方式となりますので、予めご了承ください。例としては歯科診療、臓器移植などがあります。